

主催 特定非営利活動法人南大阪自立支援センター

勉強会「加害者にさせないためにできること ～支援の輪を広げるために～」

誰一人取り残さない地域共生社会へ

— 「罪を犯した」から「生きづらさ」への転換 —

厚生労働省 社会・援護局総務課

矯正施設退所者地域支援対策官 伊豆丸 剛史

目 次

1. “生きづらさ”は見えない
2. 地域生活定着促進事業の概要
3. 地域生活定着支援センターの支援状況
4. 地域生活定着支援センターの現状・課題
5. 誰一人取り残さない「地域共生社会」に向けて
6. “愛情のガソリン”を満たしていくバトンリレー

1. “生きづらさ” は見えない

誰一人取り残さない「地域共生社会」の実現

厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト (<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)



高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。

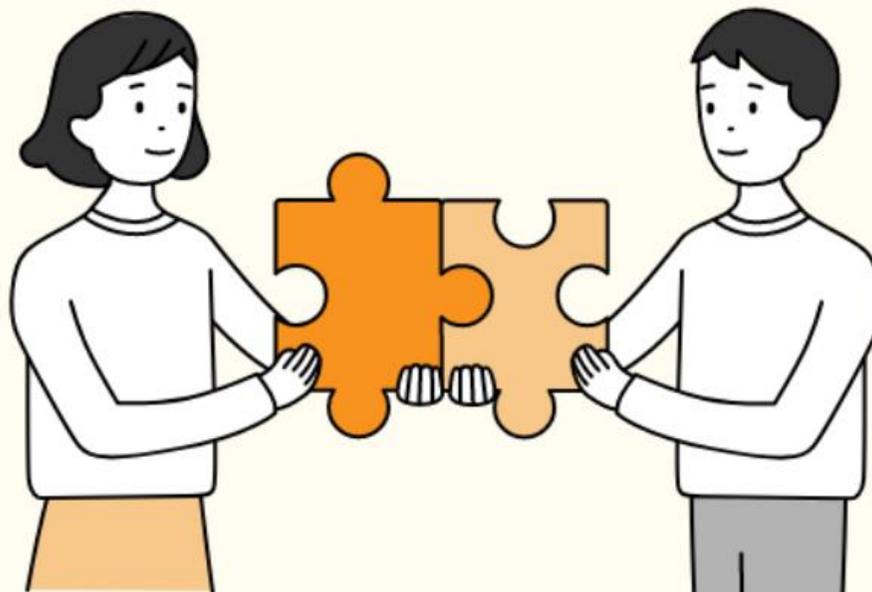
人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、

人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

人と人とのつながりそのものがセーフティネット

地域住民の
気にかける
関係性

つながり・支え合い



専門職による
伴走型の支援

寄り添い型の支援



“生きづらさ”は見えない

なぜか？

それは

私たちの“想像の外側”に

“生きづらさ”があるから

剥ぎとられ、生きる

— 刑務所出所者のリアル —

住まいが剥がれ

家族・仲間も剥がれ

職も剥がれ

生活費も剥がれ

住民票も剥がれ

自信も剥がれ

そもそも剥がれるものすらなく...



当事者にとっての相談の現実

- ・ 支配
- ・ 不信
- ・ 恥
- ・ 裏切られる
- ・ 解決してくれない
- ・ すべて聞かなければいけない気がする



“生きづらさ”は見えない

なぜか？

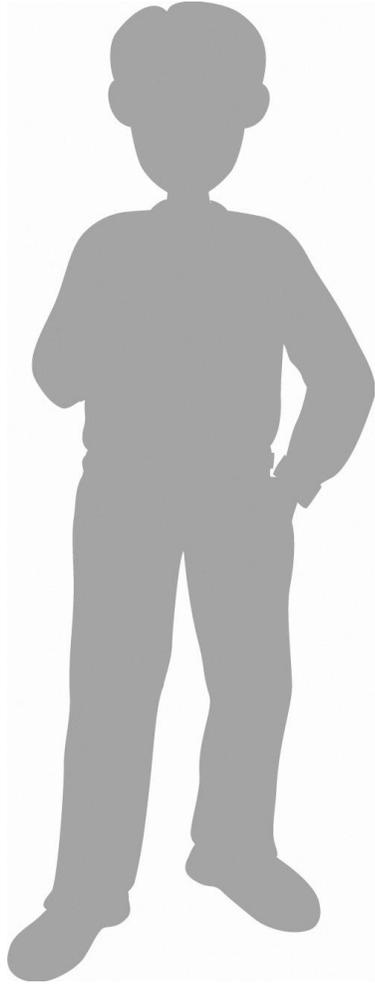
それは

私たちの“想像”の外側に

“生きづらさ”があるから

(事例)

心を揺るがした “出会い”



- 主な罪名：住居侵入・窃盗
- 受刑歴：
(前科前歴： 犯 回)

負の連鎖（スパイラル）という悲劇

放置

行政・福祉・地域からの放置
「問題は感じていたが・・・」

排除

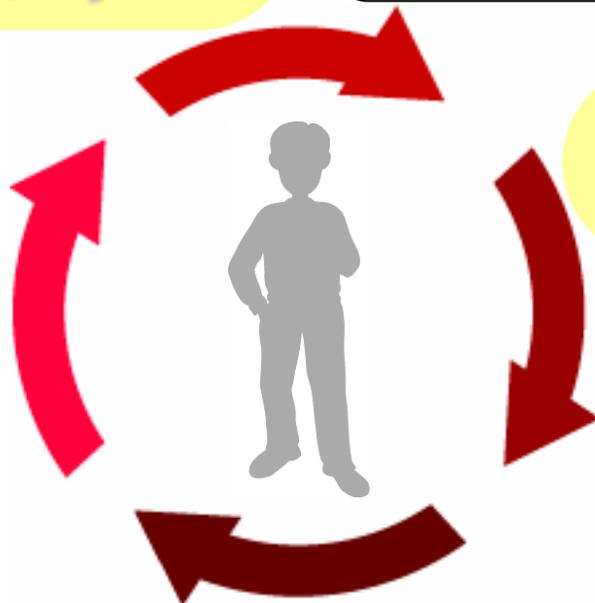
出所者・犯罪者・・・
「出て行け！」という
地域からの白い目

孤立

信じられるのは家族だけ・・・
社会との繋がりが更に途絶え・・・

犯罪

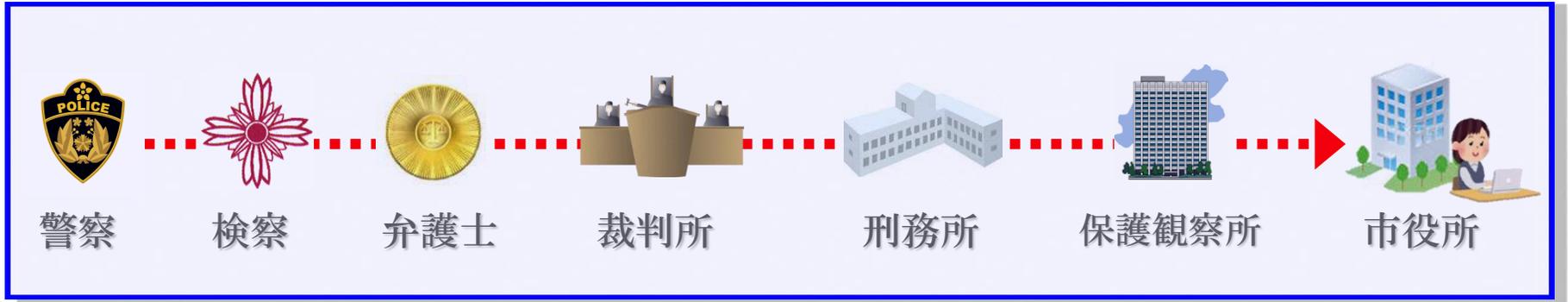
短絡的・刹那的・目先の快だけのために・・・
生きていくために・・・



「制度」と当事者、「サービス」と当事者は重なっている…



貧しさから窃盗、無銭飲食



それぞれのセクションの業務には、
彼が「無戸籍」であることは関係なかった！？

“異質” なものとの交わりから、
狭間を紡ぐ「新たな価値—innovation—」は生まれる

2. 地域生活定着促進事業の概要

地域生活定着促進事業（地域生活定着支援センター）とは？

平成21年度より、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等に対し、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。



矯正施設を退所する帰る場所がない障害者や高齢の受刑者等が、退所後も生活に困らず、安心して生活できるように、矯正施設入所中から退所後まで一貫した福祉的な支援（コーディネート/フォローアップ）を行う。

地域生活定着支援センターの概要①

⇒ 矯正施設を退所する帰住先のない高齢又は障害を有する受刑者等へ福祉的支援を行います。

事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、**地域共生社会の実現**を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。



実施主体/補助率

実施主体：都道府県（全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可）

補助率：3 / 4（3/4相当の定額補助から、国3/4、都道府県1/4の定率補助へ変更）

事業内容

1. コーディネート業務：（特別調整・一般調整）

→矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘留所及び少年院を指す。）退所予定者の帰住地調整支援を行う。

2. フォローアップ業務

→矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う。

3. 被疑者等支援業務

→被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

4. 相談支援業務

→高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行う。

5. 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

→センターは、（ア）刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にし、（イ）当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

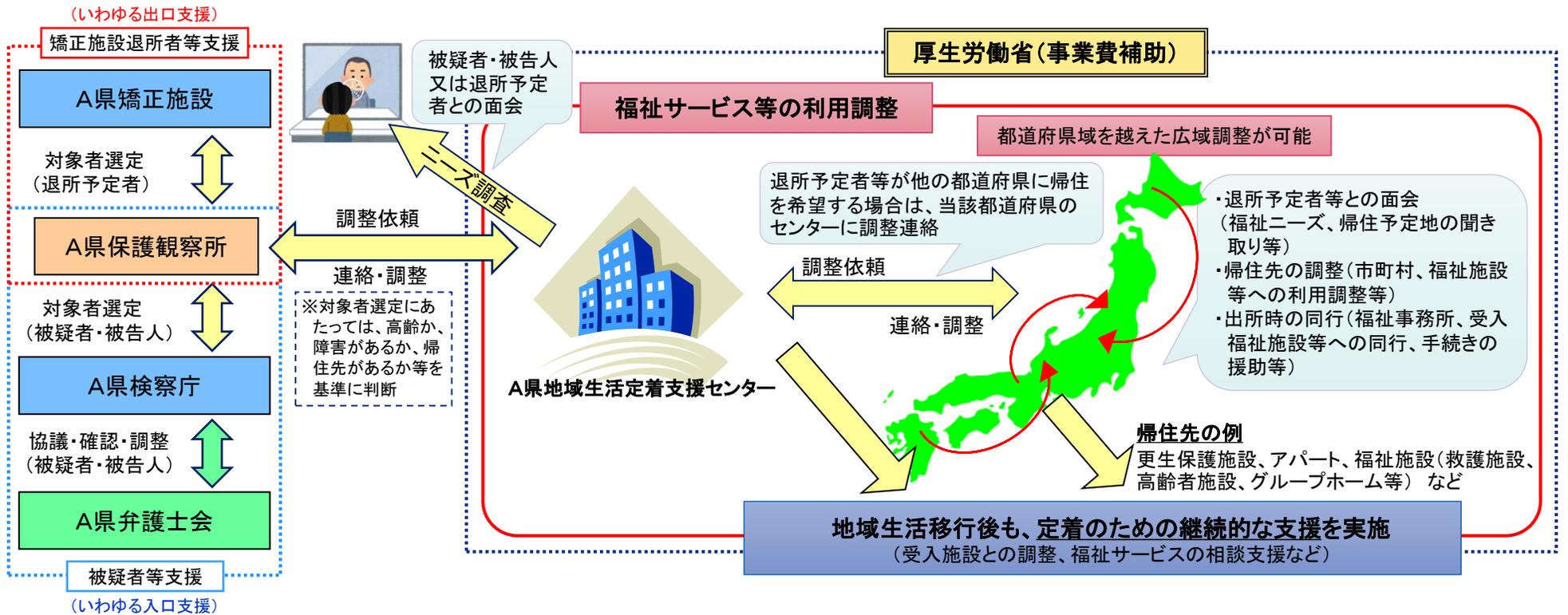
（地域生活定着促進事業実施要領、地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針より一部抜粋）

地域生活定着支援センターの概要②

⇒ 令和3年度からは、被疑者被告人となった高齢又は障害を有する者への福祉的支援も新たに開始。

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。（いわゆる**出口支援**）
- 平成23年度末に全国47自治体への48センターの整備（北海道のみ2箇所）が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 令和3年度、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う「**被疑者等支援業務**」を開始。

（いわゆる**入口支援**）



地域生活定着支援センターの事業内容

定着支援センターによる新たな**入口支援**として「**被疑者等支援業務**」が開始（令和3年度～）

コーディネート業務



フォローアップ業務



相談支援業務



関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等



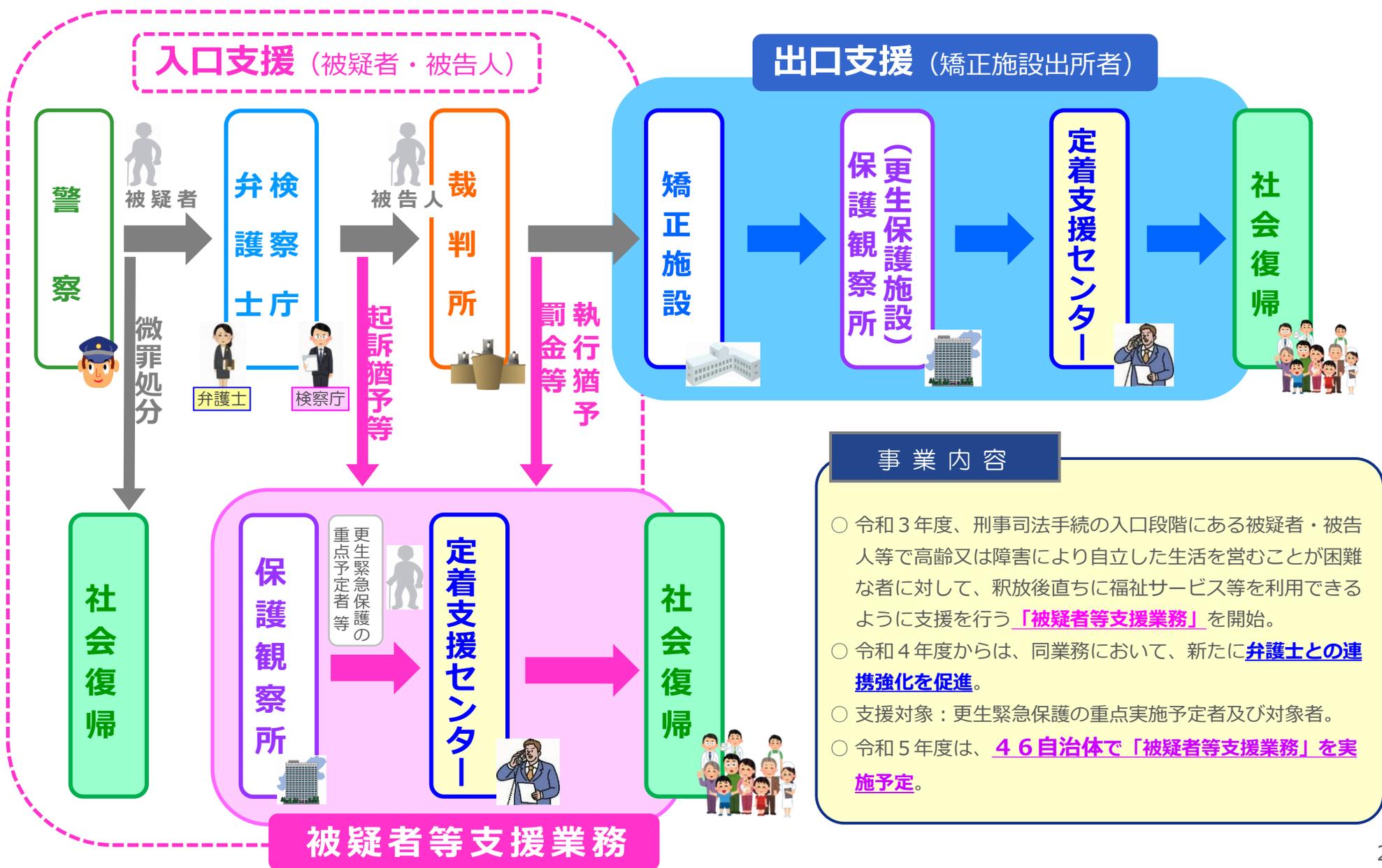
被疑者等支援業務



令和3年度～
定着支援センターによる
新たな**入口支援**

令和3年度～) 『被疑者等支援業務』の開始

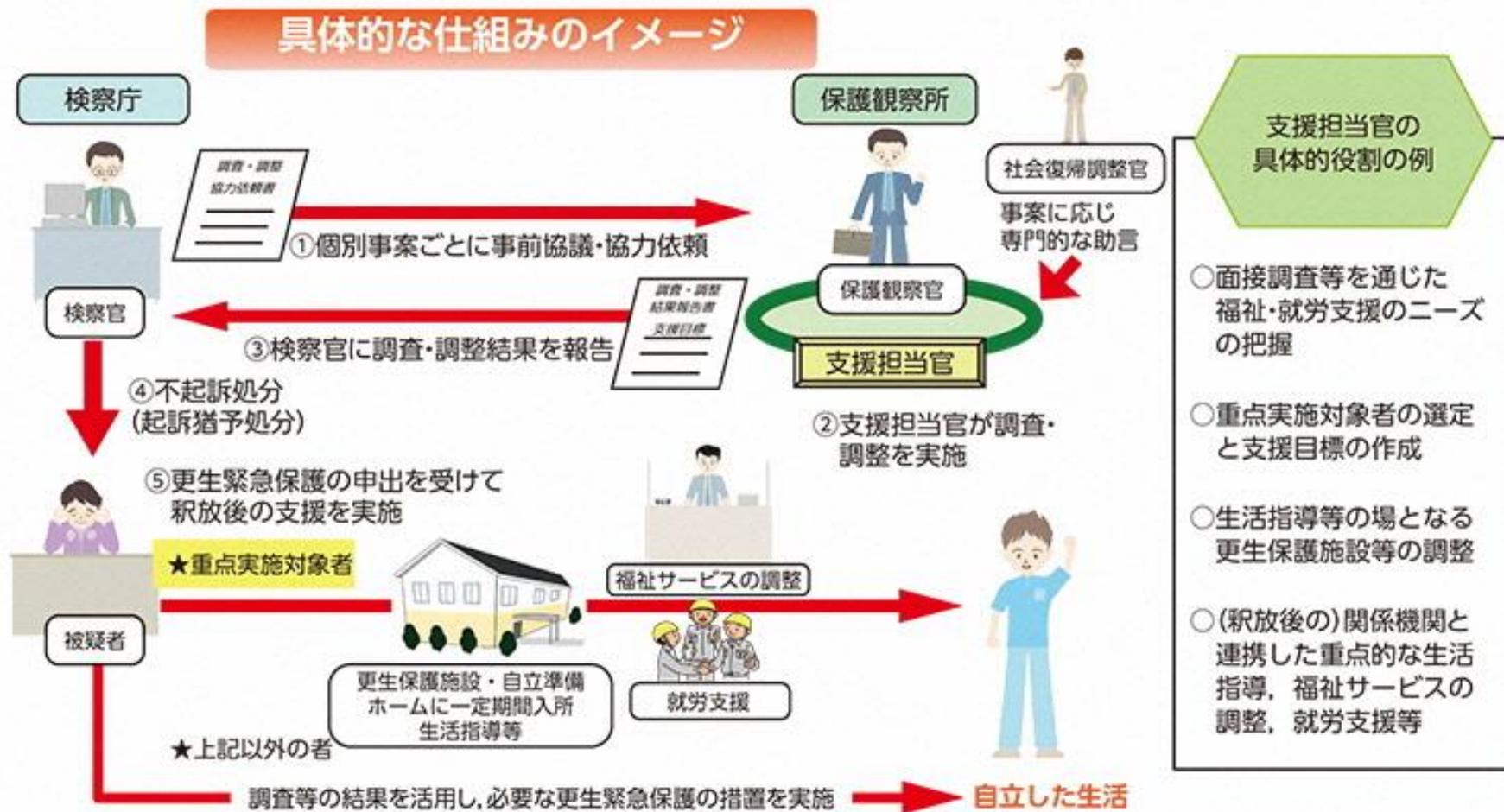
令和4年度の『被疑者等支援業務』からは、「**弁護士との連携強化**」を促進



検察庁との連携による起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行

参照：平成30年版 犯罪白書：法務省ウェブサイト (https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_5_3_2.html)

平成25年10月から保護観察所7庁において、対応する地方検察庁と連携し、起訴猶予処分となり更生緊急保護の申出をすることが見込まれる者についてその高齢・障害等の特性に応じた措置を講じて円滑な社会復帰の実現と再犯防止に資するため、処分に先立ち、釈放後の福祉サービスの受給や住居の確保に向けた調整等(事前調整)を実施する取組が試行された。26年度は、保護観察所20庁に拡大し、27年度からは、全国の保護観察所に拡大して、「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行」として実施されている。



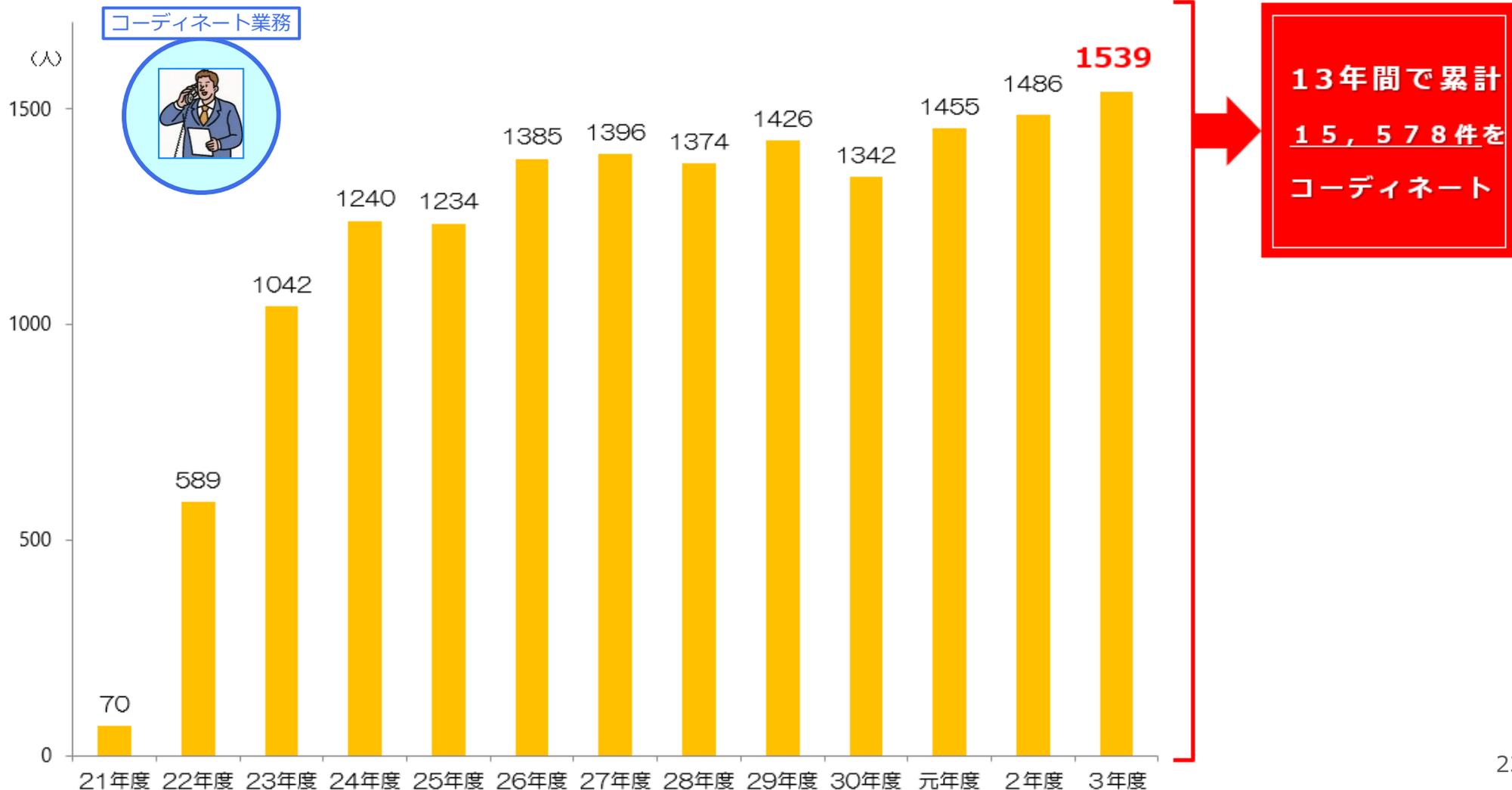
注 法務省保護局の資料による。

3. 地域生活定着定着支援センターの支援状況

地域生活定着支援センターの支援状況

－コーディネイト業務の「年度内－支援実施件数」の累計（13年間（平成21～令和3年度））－

■ 年度を跨いで支援するケースがあるものの、**13年間（平成21～令和3年度）で累計15,578件**を全国で支援。



地域生活定着支援センターの支援状況 / ①令和3年度中に支援した者

1. コーディネート業務 (帰住地への受入れ調整)

(単位:人、括弧内は令和2年度の実績)

コーディネートを実施した者		1,539(1,486)
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	846(771)
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	567(595)
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	126(120)

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険又は障害者自立支援の認定を受けていた者	177(142)
	療育手帳又は障害者手帳を取得していた者	425(382)
矯正施設入所中に、	介護保険又は障害者自立支援の認定手続を行った者	343(332)
	療育手帳又は障害者手帳を取得した者	158(151)

2. フォローアップ業務

(受入れ調整後に行う受入先施設等への支援)

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者		2,600(2,327)
【内訳】	支援が終了した者(地域に定着した者)	723(601)
	支援継続中の者	1,877(1,726)

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	942(668)
フォローアップ中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者	392(260)
フォローアップ中に、療育手帳又は障害者手帳を取得した者	138(99)

(注) 令和5年7月21日時点で、各都道府県から回答があった実績を集計したもの。今後、各都道府県からの報告により変更が生じる可能性がある。

3. 相談支援業務

(地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援)

(単位:人、括弧内は令和2年度の実績)

相談支援を実施した者		1,623(1,415)
【内訳】	支援が終了した者	733(648)
	支援継続中の者	890(767)

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	168(131)
相談支援中に介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者	111(80)
相談支援中に療育手帳又は障害者手帳を取得した者	55(26)

4. 被疑者等支援業務

(釈放前の福祉サービスの利用調整や釈放後の支援)

被疑者等支援を実施した者		145(—)
【内訳】	支援が終了した者	53(—)
	支援継続中の者	92(—)

【被疑者等支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

被疑者等支援中に、生活保護を申請した者	21(—)
被疑者等支援中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者	9(—)
被疑者等支援中に、療育手帳又は障害者手帳を取得した者	1(—)

② 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

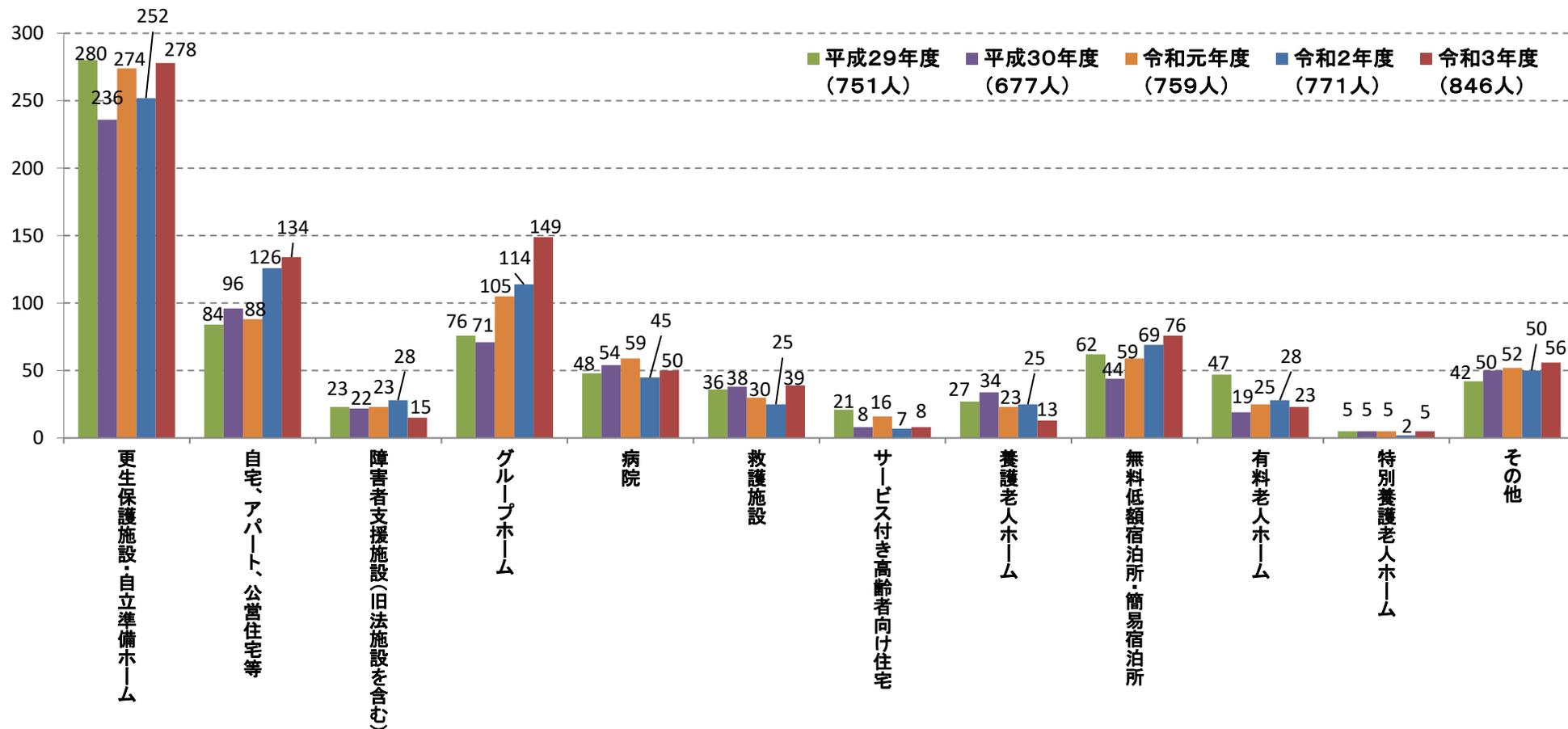
○ 令和3年度

(単位:人)

	身体障害 あり	知的障害 あり	精神障害 あり	身体+ 知的	身体+ 精神	知的+ 精神	身体+知的 +精神	その他※	合計
65歳以上	38(27)	29(22)	57(56)	4(1)	5(8)	8(6)	3(1)	242(221)	386(342)
65歳未満	21(21)	135(132)	211(188)	6(7)	11(13)	70(65)	3(1)	3(2)	460(429)
合計	59(48)	164(154)	268(244)	10(8)	16(21)	78(71)	6(2)	245(223)	846(771)

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※括弧内は令和2年度の実績である。

③ 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳



(注) 令和5年7月21日時点で、各都道府県から回答があった実績を集計したもの。今後、各都道府県からの報告により変更が生じる可能性がある。

4. 地域生活定着支援センターの現状・課題

地域生活定着支援センターの主な課題 ①

－専門的ニーズへの対応－

「矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳（平成30年度・令和3年度）」

- 近年、地域生活定着支援センターが帰住調整等の支援を行い、受入れ先に帰住した者のうち精神障害を有する対象者が大幅に増加している。
- 今後は、地域生活定着支援センターが行う帰住調整等の支援において、福祉的な支援だけではなく、**保健・医療領域（保健所等）との連携がより重要**となる。



保健・医療領域との連携が重要



【参考】矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

令和3年度

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	37(27)	29(22)	56(56)	4(1)	5(8)	8(6)	3(1)	242(221)	384(342)
65歳未満	22(21)	135(132)	212(188)	6(7)	11(13)	70(65)	3(1)	3(2)	462(429)
合計	59(48)	164(154)	268(244)	10(8)	16(21)	78(71)	6(2)	245(223)	846(771)

(精神障害) **368人**

(単位：人) ※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。 ※※括弧内は令和2年度の実績である。

平成30年度

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	36(37)	31(34)	29(42)	1(1)	4(6)	5(7)	0(0)	248(248)	354(375)
65歳未満	19(22)	112(133)	115(109)	6(13)	11(16)	55(61)	2(4)	3(18)	323(376)
合計	55(59)	143(167)	144(151)	7(14)	15(22)	60(68)	2(4)	251(266)	677(751)

(精神障害) **221人**

(単位：人) ※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。 ※※括弧内は平成29年度の実績である。

－ 地域移行後の支援体制の強化 －

定着支援センターの「フォローアップ」の課題

－ 地域移行後に、定着支援センターだけでなく、地域全体で支える体制づくりが重要 －

「自宅・アパート・公営住宅」 (令和2年度)

126人 (内訳：自宅・アパート：120人 + 公営住宅：6人)

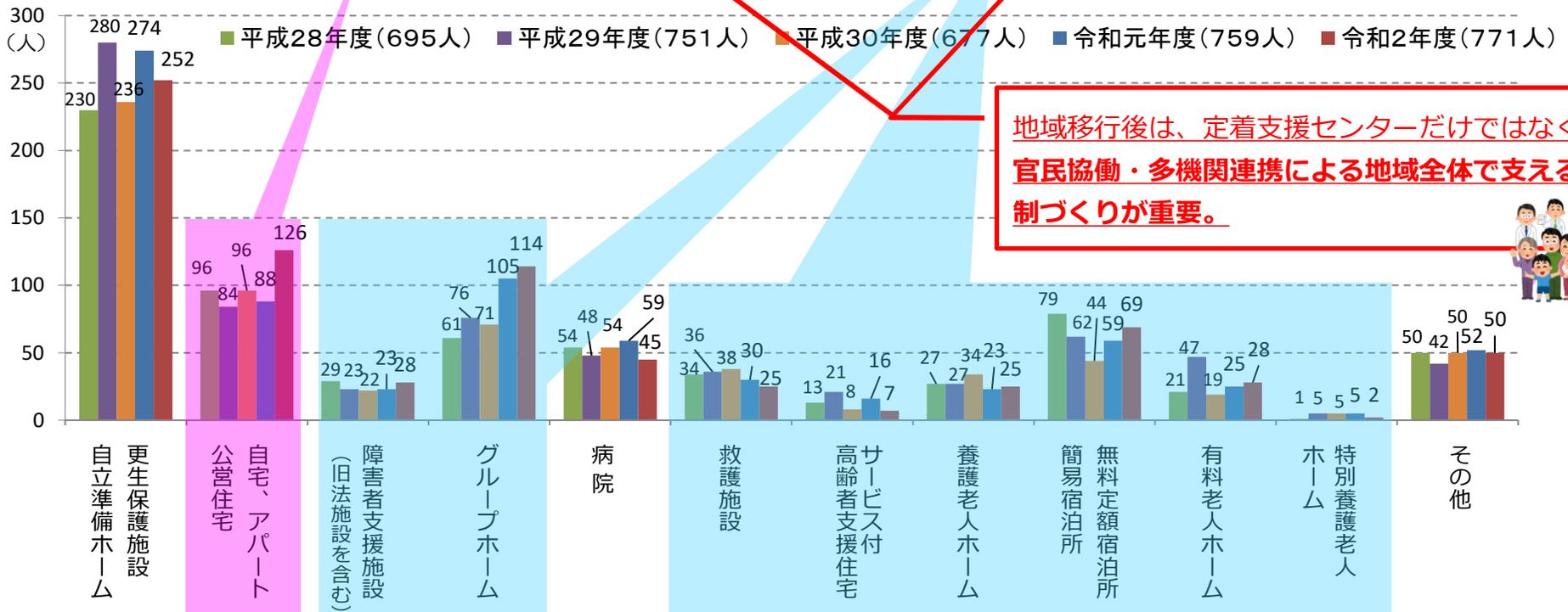
- 「自宅、アパート、公営住宅」で単身生活をしている層の中には、福祉サービス利用に繋がっていない層（非該当、本人が希望しない等）も含まれており、唯一の支援者として定着支援センターのみが対応（家事援助等）し続けている場合もある。

「居住系施設（全般）」 (令和2年度)

298人 (内訳：グループホーム、有料老人ホーム等)

- 特に居住系施設を利用する場合に、定着支援センターのフォローアップが長期化（2年以上）する傾向にある。
- その背景として、トラブル対応（無断外出、対人関係等）や緊急時の連絡先等といった身元引受に近い役割を、定着支援センターが一手に担い続けている場合がある。

【参考2】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳 (※令和2年度までの支援状況)



地域移行後は、定着支援センターだけではなく、官民協働・多機関連携による地域全体で支える体制づくりが重要。



■ 令和3年度・4年度上半期の地域における官民協働の協議会等への参加状況

※上段が回答数、下段が割合（設問IV-9）

回答数	自立支援協議会(障害)	地域ケア会議(高齢)	居住支援協議会	要保護児童対策地域協議会	重層的支援会議(支援会議)	再犯防止推進協議会	その他
41	20	8	12	6	10	37	9
	48.8%	19.5%	29.3%	14.6%	24.4%	90.2%	22.0%

課題) 他の施策との連携を進めていくことが必要

- 地域における官民協働の協議会等へのセンターの参加状況は、再犯防止推進協議会を除いて半数に満たない。

好取組) 協議会等に参加することで、具体的な成果(効果的かつ効率的な業務運営等)につながった例

- 市自立支援協議会の専門部会の一つとして「司法と福祉の連携部会」を立ち上げ、その市で起きる触法障がい者の問題を話し合うプラットフォームがあること。市の関係機関を巻き込むことができる点で有効と思える。
- 自立支援協議会の中の触法障がいワーキンググループを二か月に一回開催している。
- 県と連携して各市町村自立支援協議会宛てに、定着事業の周知を内容とする通知を発出。それを基に数か所の自立支援協議会に出席して事業説明を実施した。
- 困難事例の支援手法や支援ルートの開拓、対象者の選択肢の拡充。
- 受入れ先の自治体が支援の在り方や方法を検討できた。(緊急時の対応について具体的な対策が練られた)
- 出口、入口含めて協議会と連携しながら対象者支援を進めることができ始めている。また、協議会としても罪を犯した人の支援に関する理解拡大のため研修会や、支援の在り方について定着との役割分担を進めながら取り組んでいる。



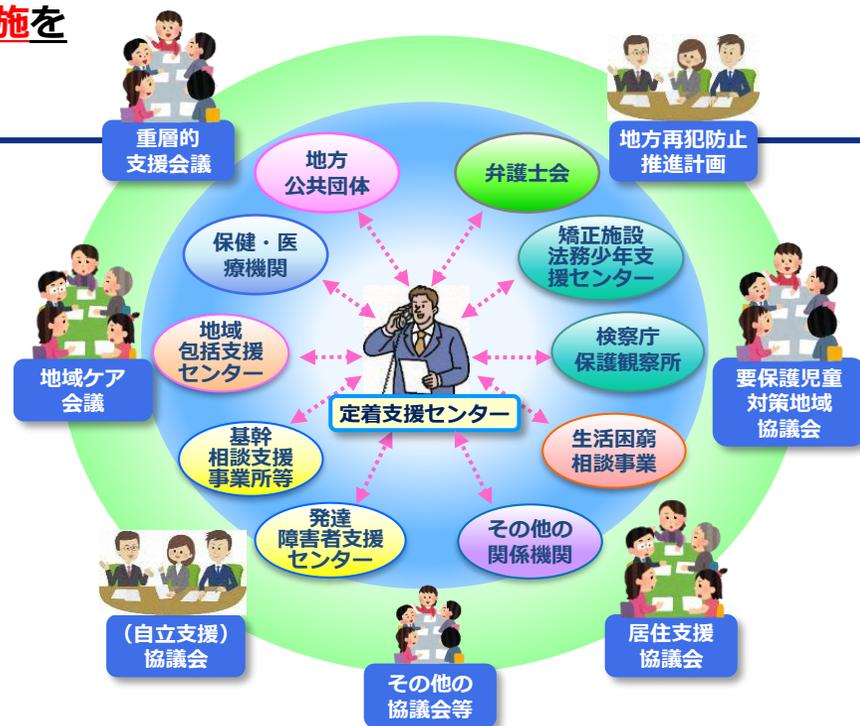
5. 誰一人取り残さない「地域共生社会」に向けて

「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

第3 センターの事業 3 事業の一般原則

(6) そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要である。また、本事業は、限られた社会保障の資源を、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束のために地域とのつながりを失った人に活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであって、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要である。そのため、本事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保するとともに、既存の福祉サービスとの一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施を行うものとする。

官民協働・多機関連携イメージ



第2章 1. (2) ①ウ

矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等

法務省及び厚生労働省は、特別調整の取組について (中略) 地域生活定着支援センター等の多機関連携はもとより、地方公共団体とも協働しつつ、一層着実な実施を図る。

また、(中略) 必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の連携の充実強化を図る。

第2章 1. (2) ②ア

ア 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化



法務省及び厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、地方公共団体との調整を強化するなどして、釈放後の円滑な福祉サービスの受給を促進する。

第2章 1. (2) ③

被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施

法務省及び厚生労働省は、これら被疑者・被告人のうち、高齢又は障害により、自立した生活を営む上で、公共の福祉に関する機関その他の機関による福祉サービスを受けることが必要な者に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける取組について、本人の意思やニーズを踏まえつつ、地方公共団体とも協働し、着実な実施を図る。

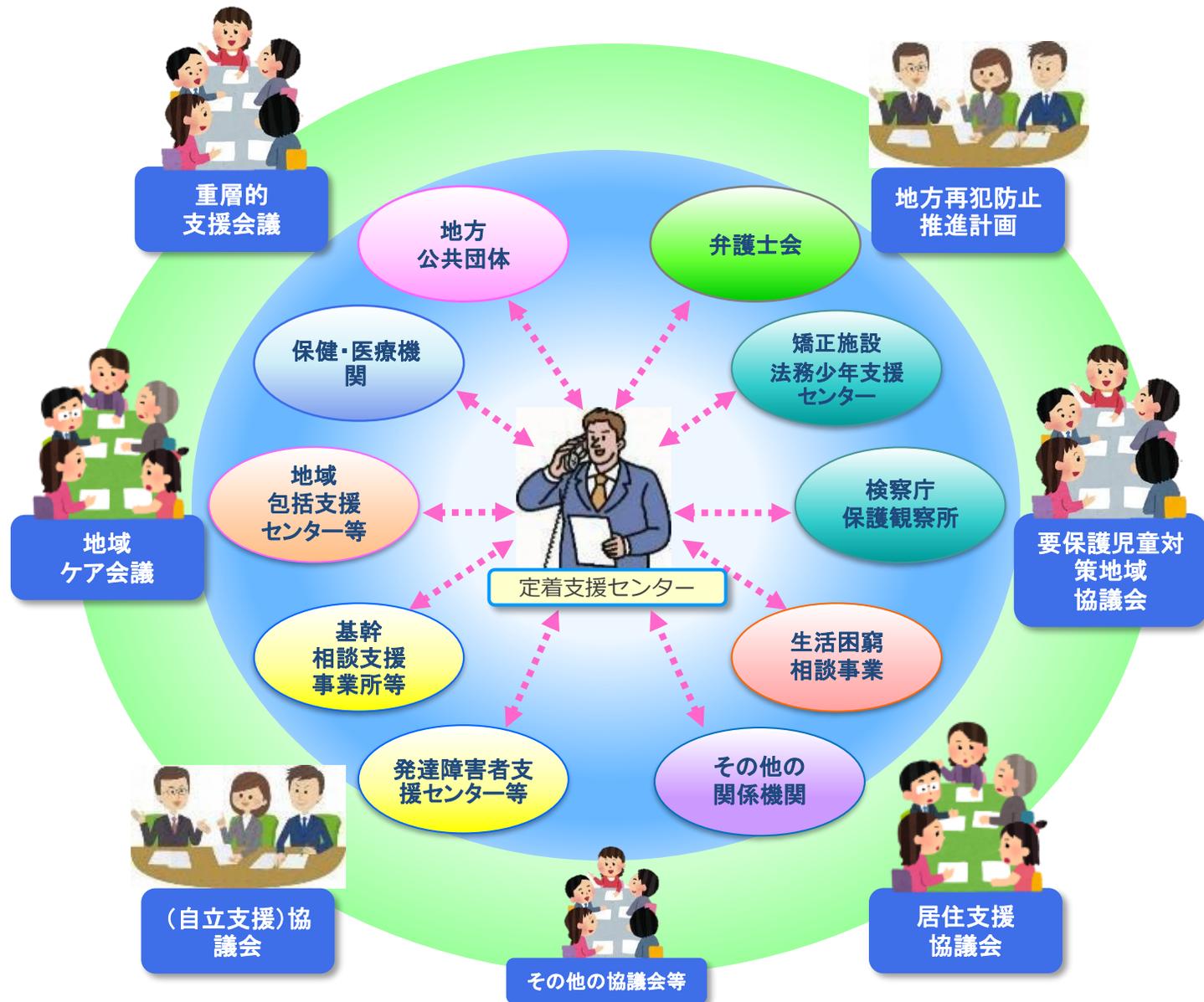
第2章 1. (2) ④ウ

地域生活定着支援センター、保健医療・福祉関係機関

厚生労働省は、地域生活定着支援センターについて、その実施主体である地方公共団体と協働し、活動基盤の充実を図るとともに、同センターの職員に対する必要な研修を実施する。

誰一人取り残さない「地域共生社会」に向けて

地域の総合力を生かした事業実施 — 官民協働・多機関連携 —



“愛情のガソリン”を満たしていくバトンリレー

ある女性受刑者との“出会い”が気付かせてくれたこと